

入院時食事療養費についてのお知らせ

今般の光熱費や食材費等の高騰の影響により、厚生労働省より令和8年6月1日から入院時食事療養費（入院中の食事自己負担額）に関する改正がありました。

これに伴い、令和8年6月1日より下記のように負担額が変更になるため、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

高額療養費制度（区分）		1食あたりの負担額	1食あたりの負担額
70歳未満	70歳以上	令和8年5月31日まで	令和8年6月1日以降
区分ア	現役並みⅢ	510円	550円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得者Ⅱ	240円 (91日目以降：190円)	270円 (91日目以降：220円)
	低所得者Ⅰ	110円	130円

- ◇ 平成28年4月1日において1年以上継続して精神病床に入院している患者は、退院するまでの間（平成28年4月1日以後、合併症等で同日内に他病床に移動又は転院する場合も含む）260円になります。
- ◇ 当院では、「入院時食事療養費(1)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕方については、午後6時以降)適温で提供しております。」

みやざきホスピタル
令和8年6月1日現在